

## 第1回可燃ごみ処理施設環境保全協定検討委員会 要点録

【日 時】 令和2年(2020年)11月21日(土)10:00~12:00

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設 601 会議室

### 【出席者】

#### ○委員

- ・学識経験者：2名 ・クリーンセンター連絡協議会：1名
- ・新石自治会：2名 ・新井自治会：2名 ・落川上自治会：2名 ・百草園自治会：1名  
百草園団地自治会：2名
- ・行政職員：5名（日野市環境共生部長、日野市環境共生部クリーンセンター長、  
国分寺市建設環境部長、小金井市環境部長、浅川清流環境組合事務局長）

#### ○事務局

事業課長、総務課長、総務課主幹兼係長、事業係長、事業課主査、事業課職員、総務課職員

#### ○傍聴者

5名

### 【次 第】

#### 1 開会

事務局より、委員会の趣旨、会の進め方等について説明。

#### 2 委員長・副委員長選出

「浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設環境保全協定検討委員会設置要綱」の規定に基づき、委員長、副委員長を選出。

宮脇委員長あいさつ：協定の内容について、丁寧に精査し検討していきたい。

川久保副委員長あいさつ：委員長を補佐していきたい。

#### 3 委員紹介、事務局紹介

#### 4 協定についての基本事項を説明

事務局より、配布資料の詳細について説明を行った。

協定の名称は「環境保全協定」とすることを確認した。

## 5 質疑

Q：ごみ収集車搬入路の裁判について自治会員にどのように説明すればいいか。

また、搬入路の裁判結果について搬入路が通れないという結果が出たがこのままでいいのか。

A：現状搬入路は通行できている状況である。今回の裁判判決は「市が市長個人に返還請求せよ」というもの。

協定(案)の条文に、搬入路が通行できなくなった場合について記載しているが、そのような場合は事前にご相談させていただきたい。

Q：コロナで自治会の総会開催が難しいがどうすればよいか。

A：自治会により意思決定の手続きが異なると思うので、各自治会個別に協定を締結したい。自治会員への説明については組合に相談してほしい。

Q：すでに環境保全基準があるのに環境保全協定を締結する理由は。

また、施設の停止再開方針があってなぜさらに公表基準を定めるのか。

A：令和2年2月に開催した、施設の本格稼働に向けた説明会で協定締結の意見を受け、管理者も含めて検討し、協定を締結することとして進めてきた。

公表基準については、実際に運営し不明瞭な部分があり、これを明確にするために公表基準を定めるものである。

Q：本委員会では細かな条文まで決めていくのか。公表基準に何を定めれば早く公表できるのか。

A：基準値については変更せずをお願いしたい。公表の日数等については具体的な提案をいただきたい。実際には最低でも2~3日ほしい。例としては1週間以内などが考えられる。

(他意見有り)日数ではなく、「速やかに」という表現で良いと思う。

Q：災害ごみを受け入れる場合、自治会へは事前の協議等が行われるのか。また、災害ごみを置いておく仮置き場はどこになるのか。

A：報告して了承を得ながら進めていきたい。ごみピットで受けられる範囲であり、仮置き場の想定はない。

Q：情報公開について、今は市民が能動的に情報を入手しないとわからない。

今後はどう伝えていくのか。他自治体の状況は。

A：公害防止情報についてホームページや近隣の公園等では表示板により表示している。

啓発については、ホームページだけでなく構成3市(日野・国分寺・小金井)の市報を利用したり、地元へはクリーンセンターだよりを使っている。

他自治体の状況は地元との協議の上、周知の方法を決めている。

Q：水銀混入防止の啓発として何か行っているのか。

A：構成3市で水銀回収キャンペーンを行っており、今後も継続的に行いたい。

また、来年以降施設の一般公開も行うのでその中でも啓発活動を行っていく。

Q：なぜ、水銀が活性炭で除去できるのか。また、水銀超過の事例は、最近では他団体ではあるのか。

A：活性炭に吸着させ除去ができる。また、他団体の事例は、数年間さかのぼればある。

- 学識意見
- 水銀の公害防止基準値一時超過の事例については、とにかく水銀の混入を防止することが大切である。水銀を混入させない啓発を行うこと。
  - 情報公開についても丁寧にしっかり対応してほしい。

Q：公表基準（案）で、3種の電源やバッチ測定とは何か。分かりやすい表現にしてほしい。

A：3種の電源とは、①電力会社等から買う電気、②焼却熱により自家発電した電気、③非常用発電機により自家発電した電気の3種類である。また、バッチ測定は法律の定めによる定期測定のこと。今後、修正をしていく。

Q：協定の内容についての説明会を開催してほしい。

A：説明会については持ち帰り、検討させていただく。

Q：環境基準超過時の対応フロー（2020年3月作成）を参考資料に加えてほしい。

A：各委員にポストティングさせていただく。

Q：議事録は作成するのか。公表するのか。

A：作成する。委員長・副委員長の内容確認後、委員にポストティングの予定。  
本日の資料と合わせて、組合ホームページに公表する予定。

## 6 その他

- 次回以降の日程について  
第2回：令和3年2月6日(土) 10時から正午まで 浅川清流環境組合 601会議室
- 要点録について  
事務局で作成後、委員長、副委員長の確認を経て、資料と合わせて浅川清流環境組合ホームページに掲載する。

## 7 閉会